

有害物の発散する場所における業務：規制濃度と管理濃度等

環境・健康

有害物の発散する場所における業務など、有害業務についての通達（昭和23.8.12 基収第1178号、昭和42.9.8 安発第23号）は、通達当時の有害性の情報に基づく規制濃度が、現時点での有害性の情報に基づく管理濃度、許容濃度（日本産業衛生学会、2017）との間で乖離が生じています（下記表）。

上記の通達で示された有害物の発散する場所における業務に係る規制濃度にとられることなく、現時点での管理濃度等を参考にし、自主的な気中有害物濃度の基準を設定する必要があります。

有害物の発散する場所における業務：規制濃度と管理濃度等の対比

現行通達		自主的管理			
物質名	規制濃度	物質名	管理濃度	許容濃度	備考
鉛	0.5 mg/m ³	鉛およびその化合物	0.05 mg/m ³	0.03 mg/m ³	鉛として
水銀	0.1 mg/m ³	水銀およびその無機化合物	0.025 mg/m ³	0.025 mg/m ³	水銀として
クロム	0.5 mg/m ³	クロム酸およびその塩	0.05 mg/m ³	0.05 mg/m ³	6価クロムとして
砒素	1 mg/m ³	砒素およびその化合物	0.003 mg/m ³	0.003 mg/m ³	砒素として
黄りん	2 mg/m ³	黄りん	—	0.1 mg/m ³	
弗素	3 ppm	弗化水素	0.5 ppm	3 ppm	
塩素	1 ppm	塩素	0.5 ppm	0.5 ppm	
塩酸	10 ppm	塩化水素	—	2 ppm	
硝酸	40 ppm	硝酸	—	2 ppm	
亜硫酸	10 ppm	二酸化硫黄	—	0.25 ppm	ACGIH
硫酸	5 mg/m ³	硫酸	—	1 mg/m ³	
一酸化炭素	100 ppm	一酸化炭素	—	50 ppm	
二硫化炭素	20 ppm	二硫化炭素	1 ppm	1 ppm	
青酸	20 ppm	シアン化水素	3 ppm	5 ppm	
ベンゼン	100 ppm	ベンゼン	1 ppm	1 ppm	
アニリン	7 ppm	アニリン	—	1 ppm	

砒素およびその化合物、ベンゼン：日本産業衛生学会（2017）：過剰発がん生涯リスクレベル [10⁻³]

二酸化硫黄：日本産業衛生学会（2017）検討中：ACGIH [STEL/C] を引用

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理	作業環境測定、局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育

株式会社 近畿エフサイエンス

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270

中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666